

2009年9月18日
日本知的財産協会
デジタルコンテンツ委員会

権利制限の一般規定に関する意見

1. 「権利制限の一般規定」導入の是非

権利制限の一般規定を導入すべきである。

技術革新やデジタル化・ネットワーク化社会の進展により、著作物をとりまく環境が劇的に変化している中、限定列举型の権利制限規定のみを有する現行の著作権法の下では、著作物の利用について、必ずしも権利者の正当な利益を不当に害しないと考えられる場合であっても、著作権法を形式的に適用すると著作権侵害となり得るという不都合が生じている。

たとえば、デジタル化・ネットワーク化の進んだ今日の企業内で当然のように行われるべき行為が著作権侵害とされ、企業実務に支障をきたすおそれがある。また、企業における新規サービスの創出にあたって、著作権侵害のおそれを回避するための過剰な萎縮効果が生じており、イノベーション力強化の観点から望ましいとはいえない状況にある。

他方、上記環境の変化のスピードは極めて速く、今後も次々と新しい課題が生じていくことは明らかであるが、限定列举方式の下では、事後的に個別の権利制限規定を追加するほかに、タイムリーに対応することができない。

時代によって変化する社会的必要性に応じて、権利者の利益と社会一般の利益との調整を図りつつ、迅速かつ柔軟に対応できる制度を検討することは、結果として文化の発展、さらには産業の国際競争力の向上にも寄与する。

以上より、著作物の通常の利用を妨げず、著作権者等の正当な利益を不当に害しないと認められる一定の範囲内で、公正な利用を包括的に許容し得る権利制限の一般条項を導入することが必要であると考えられる。

2. どのような内容の「権利制限の一般規定」の導入を想定しているか

予測可能性を過度に損なわない観点から、個別の限定列举方式による権利制限規定の受け皿として機能し得る、権利制限の一般規定の導入が望ましい。

3. 「権利制限の一般規定」の適用対象となり得る具体的な著作物の利用行為

規定の適用対象となり得る行為の具体例として以下を挙げる。

なお、当然のことながら、権利の保護と利用とのバランスを適切に保つことが必要である。したがって、以下の行為のいずれについても、ベルヌ条約や TRIPS 協定などに規定されている「著作物の通常の利用を妨げず」、「著作者(権利者)の正当な利益を不当に害しない」、「特別な場合」という3つの要件(いわゆる、スリー・ステップ・テスト)を充足することが前提であり、その範囲を逸脱する利用行為についてまで権利制限すべきとする趣旨ではない。

①企業内における著作物の利用

- ・会社のプリンタを用いて、ウェブサイトを印刷すること
- ・会社で会議を行うために、ウェブサイトを映写すること
- ・会社で正当に取得した図書を滅失に備えて(保管目的で)電子的に複製すること
- ・会社で正当に取得した外国語図書の一部を、自己の理解のため、または社内で説明するために翻訳すること
- ・社内において他社保有特許を分析するために特許明細書を複製すること
- ・特許庁から受領した拒絶理由通知に添付された引用文献を、社内において拒絶理由を検討するために必要な範囲で複製すること
- ・判例情報を社内で共有するために、訴訟の対象となった著作物の写真を転載すること
- ・裁判における準備書面、鑑定書を、判例研究のため複製すること

②著作物の付随的利用(写り込みなど)

- ・家具や電化製品等のカタログとして、部屋での使用イメージを写真撮影した際、たまたま室内に飾られていた絵画等の著作物が写り込むこと
- ・野外でテレビのニュース番組を収録していた際、現場で偶然音楽が数秒間鳴り、当該ニュース番組で放送されること
- ・テーマパークで着ぐるみキャラクターと一緒に記念撮影した写真を SNS に投稿すること
- ・キャラクターのイラストが描かれた T シャツを撮影し、雑誌に掲載すること

③研究開発目的の著作物の利用

- ・AV 機器、通信機器等の開発や性能試験のために必要な範囲で、音楽や映像を録音・録画したり、公衆送信したりすること
- ・新聞用 OCR ソフトの開発にあたり、各新聞で使用されているフォントに対する OCR ソフトの認識精度を高める目的で、新聞記事をスキャンすること

- ・専門書(例:医学書)の翻訳ソフトの能力や精度をテストするために、実際の専門書を複製すること

④商品やサービスの説明、デモ目的の著作物の利用

- ・AV 機器の販売店において、顧客に機器の性能を説明するために、CD から音楽を録音し、試聴させること
- ・展示会において、来場者に新発売のパソコンのブラウザ機能を説明するために、他人のウェブサイトをプロジェクタで映し出すこと

⑤ネットワークサービスに関連する複製等

- ・パソコン、AV 機器、携帯電話等に保存された著作物をネットワーク上のサーバにバックアップさせるサービス(サービス利用者本人しかアクセスできない。いわゆるオンラインストレージサービス)における複製等
- ・ネットワーク上におけるウェブページや文章の機械翻訳サービス(翻訳結果はサービス利用者本人しか閲覧できない)における複製等

⑥プログラムの著作物の利用

- ・著作権法 47 条の 2 に基づくプログラムの複製および翻案を第三者に委託して行わせること
- ・旧サーバから新サーバにシステムを移管する際、新サーバの信頼性が見極められるまでの間、旧サーバにインストールされたソフトウェアを削除せず、新サーバにインストールして使用すること
- ・障害や脆弱性の発見、権利侵害の発見、既存プログラムとの互換性の確認等の目的でリバースエンジニアリングを行うこと

⑦媒体変換のための著作物の複製

正当に取得した著作物について、当該著作物を再生できない他の種類の機器で再生できるように、異なる媒体に複製したり、ファイル形式を変換したりすること

⑧行政機関による著作物の利用

意匠審査における新規性判断のために、特許庁が雑誌、カタログ、ホームページに掲載されている新製品の画像を収集して作成している意匠公知資料を特許庁がインターネット上で公開(公衆送信)すること

4. 「権利制限の一般規定」の検討に関して特に留意を希望する事項

一般規定導入後も個別規定を併存させることにより、本来は一般規定の趣旨の下で適法と認められるべき利用行為が、個別規定の反対解釈で違法になると解されたり、一般規定の射程が過度に限定的に解釈されたりすることのないよう、配慮が必要である。

なお、一般規定の具体的な要件を検討する際には、広く意見を聴取する機会を設けていただきたい。

以上